

国内スポーツカレンダー登録規定

1965年12月2日制定	1997年10月23日改定	2004年1月1日施行
1984年7月18日第15次改定	1997年12月1日施行	2007年1月5日改正施行
1987年1月1日改定	1998年1月1日施行	2008年1月1日改正施行
1990年1月1日改定	2000年5月11日改正	2014年3月25日改正施行
1990年10月23日改定施行	2000年7月1日施行	2023年8月1日改正施工
1997年7月24日改定	2003年12月3日改正	

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）に登録のクラブおよび団体が行うすべての競技会は、JAF国内スポーツカレンダー（以下カレンダーという）に登録されていなければならない。ただし、国際の格式の競技会は、さらに、国際モータースポーツ競技規則付則G項に基づき、国際スポーツカレンダーに登録されることを必要とする。JAFは、国内スポーツカレンダーに登録された競技会の内容を公示する。

なお、本規定はスピード競技のクロズド競技には適用しない。

第2条 登録の方法

1. JAF公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、JAF本部に提出しなければならない。

（登録申請締切日）

- 1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで
- 2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで
- 3) JAFが制定した選手権競技
 - (1) 全日本および地方レース選手権……………前年の9月15日まで
 - (2) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで
 - (3) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで
 - (4) 全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権……………前年の7月15日まで
 - (5) 地方ジムカーナ/ダートトライアル選手権……………前年の9月15日まで

(6) 地方サーキットトライアル選手権…………前年の9月15日まで
4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技

- (1) レース…………前年の10月15日まで
- (2) ラリー…………前年の10月31日まで
- (3) スピード競技…………前年の10月31日まで

2. レースのカレンダー登録は、開催場所の所有者の「同意書」を添付すること。

3. クローズド競技として登録された競技は、格式についての変更はできない。

第3条 カレンダーの調整

1. 国際競技およびJAFが制定した選手権競技会に限り、お互いの開催間隔は、中10日間以上あいていなければならない。

2. 申請された競技会の開催日程が競合した場合、カレンダーの調整はJAFが行い、表1に示された1、2、3、の順序に基づいて優先が考慮される。ただし、順序が同格の場合は、(a)、(b)、(c)による優先順により調整する。

なお、表中の①、②は優先順位を表す。

3. 特別な事情が生じた場合はJAFによって調整される。

表1

優先順位決定項目 \ 順位	第 1 位	第 2 位	第 3 位
(a) タイトル	グランプリ	JAFの制定による選手権競技	過去3年以上同一タイトルまたは同一内容で開催された競技会
(b) 格 式	国 際	国 内	準国内以下
(c) 組 織 者	J A F	①公認クラブ ②公認団体	①加盟クラブ ②加盟団体

第4条 登録の変更および追加

1. 登録済みのカレンダーは下記の条件を満たさない限り変更できない。
2. すでに登録されたカレンダー登録申請書の記載事項を変更する場合は「国内スポーツカレンダー登録変更申請書」を提出すること。
3. 競技会の日程、格式、車種、開催場所（スポーツカレンダー登録時に未定で、後日確定した場合、同一地方内——別表による——の同一日のオーガナイザーの同意書が必要）の変更および新規追加登録を申請するオーガナイザーは、前後中13日以内に登録されている同一競技種目のオーガナイザーの同意書を下記の条件に従い必要とする。
——この場合の競技種目とは、レース、ラリー、舗装路面におけるスピード競技、未舗装路面におけるスピード競技とする。
 - 1) すべてのレース競技および国内格式以上のラリー、スピード競技オーガナイザーは、
 - (1) 全域の国内格式以上
 - (2) 同一地方内（別表による）の準国内格式以下の同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
 - 2) 準国内格式以下（クローズドを含む）のラリー、スピード競技オーガナイザーは、同一地方内（別表による）の（クローズドを除く）同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
4. オーガナイザーの変更および追加
 - 1) オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。（第4条3項参照）
 - 2) 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。
5. JAFが特に認めた場合は変更または追加できる。
また、国内競技規則3-7により競技会審査委員会が競技会の延期を

決定した場合、延期された日程がもとの日程の13日を超えるときは新たに競合するオーガナイザーの2/3以上の同意書をもってJAFの承認を必要とする。

ただし延期された日程が13日以内の場合は前段の同意書を必要としない。

第5条 登録の取り消し

カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、カレンダー取り消し申請書に所定の手数料を添えてJAF本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力により、JAFが開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。

第6条 登録・変更・追加・取り消しの手数料

カレンダーにおける登録・日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しの手数料は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。

ただし、第4条5項に該当する場合は手数料は必要としない。

第7条 本規定の施行

本規定は、2023年8月1日より施行する。

別表 行政区画上における地域別

1. ラリー・スピード競技：

北海道地方-北海道全域

東北地方-青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方-新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方-富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県

近畿地方-滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方-鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方-徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方-福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県

2. レース（2022年1月1日現在）：

十勝インターナショナルスピードウェイ（T I S）：北海道地方

スポーツランドS U G O（S G）：東北地方

エビスサーキット（E B）：東北地方

ツインリンクもてぎ（M O）：関東地方

筑波サーキット（T）：関東地方

袖ヶ浦フォレストレースウェイ（S O）：関東地方

富士スピードウェイ（F）：中部地方

スパ西浦モーターパーク（S N）：中部地方

鈴鹿サーキット（S）：近畿地方

セントラルサーキット（C E）：近畿地方

岡山国際サーキット（O）：中国地方

阿讃サーキット（A S）：四国地方

オートポリス（A P）：九州地方